

議案第53号 資料

総合的な探究の時間の改訂等について

1 改訂の経緯

平成28年12月の中央教育審議会答申において、学習指導要領等の改訂の基本的な方向性が示されるとともに、各教科・科目等における改訂の具体的な方向性も示された。これらを踏まえ、文部科学省では、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正及び高等学校学習指導要領の改訂を行い、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」と改めた。この新高等学校学習指導要領等は、令和4年度から年次実施進行で実施することとされた。

2 中央教育審議会答申における総合的な学習の時間の課題

総合的な学習の時間は、学校が地域や学校、児童生徒の実態に応じて、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすることと同時に、探究的な学習や協働的な学習とすることが重要であるとされ、特に探究的な学習を実現するため、探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくことを重視してきた。

その上で、次のような課題と異なる期待として、以下の点が示された。

- (1)これまで以上に総合的な学習の時間と各教科等の相互の関わりを意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行われるようにすることが求められている。
- (2)探究のプロセスを通じた一人ひとりの資質・能力の向上をより一層意識することが求められる。
- (3)地域の活性化につながるような事例が生まれている一方で、本来の趣旨を実現できていない学校もあり、小・中学校の取組の成果の上に高等学校にふさわしい実践が十分展開されていない状況にある。
- (4)各学校段階における総合的な学習の時間の実施状況や、義務教育9年間の修了時及び高等学校修了時までに育成を目指す資質・能力、高大接続改革の動向等を考慮すると、高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置づけを明確化し直すことが必要と考えられる。

3 改訂の要点

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問い合わせる力を見いだし探究する力を育成するようにした。

4 「総合的な学習の時間」の目標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようとする。

5 「総合的な探究の時間」の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関する概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようとする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。